

新潟市告示第554号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市亀田地区公民館使用料使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年9月2日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社 新潟ビルサービス
所在地 新潟市中央区上大川前通九番町1262番地3
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市亀田地区公民館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年3月15日
- 4 徴収事務を委託した日
令和6年9月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和6年9月1日から令和9年8月31日まで